一五〇kHz以上五〇〇kHz未満	五三デシベルから四三デシベルまで ※	四〇デシベルから三〇デシベルまで ※
五〇〇kHz以上三〇MHz以下	四三デシベル	三〇デシベル

注一　※を付した値は、周波数の対数に対して直線的に減少した値とする。

二　準尖頭値が平均値の許容値以下である場合は、平均値は許容値以下であるものとみなす。

(4)　利用周波数による発射及び不要発射による電界強度が次に掲げる条件のいずれかに適合すること。

(一)　定格電力が二〇キロボルトアンペアを超え、かつ、専用の変圧器又は発電機と接続し、低圧の電力系統に直接接続せずに設置する設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一GHz以下	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備が小型設備の場合は、その設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

(二)　(一)に規定する設備以外の設備を野外試験場又は電波半無響室において測定した場合は、その設備から一〇メートルの距離において次の表に定める値以下であること。

周波数帯	準尖頭値の許容値（毎メートル一マイクロボルトを〇デシベルとする。）
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル

	定格入力電力が二〇kVA以下のもの	定格入力電力が二〇kVAを超えるもの
	準尖頭値	準尖頭値
三〇MHz以上二三〇MHz以下	四〇デシベル	五〇デシベル
二三〇MHzを超え一、〇〇〇MHz以下	四七デシベル	五〇デシベル

注一　三〇メートルの距離において測定し、その値に一〇デシベルを加えた値をもつて測定値とすることができる。

二　その設備（ケーブルを含む。）の大きさが直径一・二メートル、床から一・五メートルの円柱形の体積内に収まるものにあつては、当該設備から三メートルの距離において測定した値から一〇デシベルを減じた値をもつて測定値とすることができる。

［新設］